

証券コード 5259

2024年12月9日

(電子提供措置の開始日2024年12月2日)

株 主 各 位

東京都港区愛宕二丁目5番1号

BBDイニシアティブ株式会社

代表取締役社長 稲 葉 雄 一

第2回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第2回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第2回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://bbdi.co.jp>

上記ウェブサイトアクセスして、「IR情報」「IRライブラリ」「株主総会」の順に選択してご覧ください。

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記の東証ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コード(5259)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)において賛否をご入力されるか、いずれかの方法により2024年12月23日（月曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年12月24日（火曜日）午前10時（開場 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区西新橋一丁目6番15号
NS虎ノ門ビル（日本酒造虎ノ門ビル）
AP虎ノ門 11階 ルームB
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第2期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第2期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- ・ 代理人による議決権の行使は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合に限られます。その場合、代理出席される株主様の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面（委任状及び代理人により議決権を行使される株主様の議決権行使書用紙）を会場受付にご提出ください。
- ・ インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ・ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ・ 議決権行使書に議案に対する賛否が表示されていない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・ 事業報告の一部
 - ・ 連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表
 - ・ 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2024年12月23日（月曜日）午後6時まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2024年12月23日（月曜日）午後6時まで

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、本定時株主総会当日に会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）
また、本招集ご通知をご持参ください。

日時 2024年12月24日（火曜日）午前10時
（開場 午前9時30分）

場所 東京都港区西新橋一丁目6番15号
NS虎ノ門ビル（日本酒造虎ノ門ビル）
AP虎ノ門11階ルームB

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権行使期限

2024年12月23日（月曜日）
午後6時まで

議決権行使サイトについて

- ①インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- ②インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③インターネットによる議決権行使は、2024年12月23日（月曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取することで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）

1. QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

2. 画面の案内に従って 賛否をご入力する

議案賛否方法の選択

第〇〇〇〇回定時総会
開催日：〇〇〇年〇月〇日
株主番号：10000001
行使できる議決権の数 10個

当社は、株様がこの画面の手続きにしたがって議決権を行使することを承諾いたします。該当する項目のボタンを選択して次画面におすすみください。

会社提案の全ての議案を賛成とされる場合

賛成画面へ

会社提案の議案について個別に賛否を入力される場合

賛否行使画面へ

議案内容

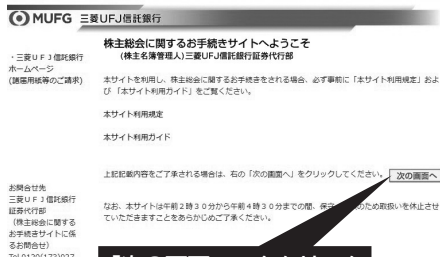
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合は、次頁の記載のご案内に従ってログインしてください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。

ログインID 4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁 (半角)

パスワード
または仮パスワード (半角)

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。

「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



<ご注意事項>

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をすることが可能です。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

【複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い】

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきますのでご了承ください。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

【議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について】

- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

事業報告

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは「ありがとうをX-Tech（クロステック）する」を経営理念に、「DigitalInclusion（デジタルインクルージョン）～テクノロジーを通じて、世界中の人々が参加し、平等に利益を受ける機会を提供することで社会に希望を与える～」をビジョンに掲げ、企業の人手不足をデジタルトランスフォーメーション（DX）で補うべく、営業活動の自動化を中心とした業務の自動化・自律化をSaaS・AIで支援しております。

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、自然災害や急激な円安による個人消費の抑制傾向がみられるものの景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、世界情勢の緊迫化、各国の政権政策の転換による金融資本市場や経済活動への影響等、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境は、中堅・中小企業においてもテレワークが定着し、デジタルトランスフォーメーション（DX）への機運の高まりによる営業DX化が広がってまいりました。さらに、高度な対話型AIである「Chat GPT」をはじめとする大規模言語モデルによる技術革新が進展し、AIを活用することによる労働集約的業務・単純作業の自動化への需要も拡大しております。社会的課題である生産労働人口の減少に伴うIT人材不足への懸念とIT人材の採用困難性が増加している状況において、当社グループの提供サービスへの需要は、より一層高まっているものと認識しております。

このような状況下において、当社はDXによる企業活動支援を積極的に推進するため、中堅・中小企業のDXを支援する4つのクロステック「セールステック」、「マーテック」、「ディープテック」、「タレントテック」へ経営資源を絞り、事業ポートフォリオの再構築のため積極的なM&A及び新規事業の立上げを進めてまいりました。また、グループ組織再編の一環として、成長性又は収益性が低い不採算事業・サービスからの撤退等、事業の選択と集中に取り組んでまいりました。

具体的には企業の売上・生産性向上への貢献を可能にする統合型SFA／CRMクラウドサービス「KnowledgeSuite(ナレッジスイート)」を中心とした中堅・中小企業向けSaaSシェア拡大、サブスクリプションビジネス拡大のため、営業体制強化を目的に、手紙を活用した独自アポイントメントノウハウと仕組みでエンタープライズ企業に対するBDR伴走型支援サービスを展開するBizion社、トップ営業パーソンを日本全国でネットワークし、独自の教育体制と仕組み・ノウハウで良質な商談獲得を支援するRocketStarter社、及びネットビジネスサポート社が提供する企業データベース「ばぱっとAIスコア」と連携しSMB企業の商談獲得を得意とするブルーテック社のインサイドセールス事業を統合し、インサイドセールス領域における事業シナジーの促進に向けた組織再編及びPMIの実施を進めてまいりました。また、次世代「Knowledge Suite (ナレッジスイート)」をはじめとする当社グループのSaaSプロダクト・サービス強化を目的に、人手不足を補うための営業・業務の自動化・自律化に対する取り組みとして、生成AIを活用した機能実装に向けた開発を進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上収益は4,127,625千円（前期比15.6%増）、営業利益は285,497千円（前期比1,164.5%増）、税引前当期利益は266,583千円（前期比2,483.5%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は164,727千円（前期比449.1%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(DXセグメント)

当セグメントは、B to B向け営業支援SaaSビジネスアプリケーション「Knowledge Suite(ナレッジスイート)」を中心とした自社開発SaaSプロダクトの提供及び顧客企業をカスタマーサクセスへ導く導入支援コンサルティングサービスである「セールステック事業」、B to B向けマーケティング支援サービスを提供する「マーテック事業」、及び俳優等のタレント肖像をサブスクリプションで提供する広告体験サービスの「タレントテック事業」で構成されています。

当連結会計年度においては、リード獲得チャネルの選択と集中により効率の高い展示会への積極的な参加等によるマーケティング・プロモーション活動を引き続き注力しつつ、販売パートナーの新規開拓活動による拡販支援、既存顧客への深耕活動によるクロスセル促進など販売チャネル強化を進めてまいりました。また、AI分析により受注確度の高い見込み顧客リストを提供する企業データベース「ばぱっとAIスコア」やインサイドセールス支援サービス「Piece」等、高い相乗効果を有するグループ会社が提供するサービスの積極的な同時提案・クロスセルを推進したことで、契約企業件数(※1)は3,416件へ微減しましたが、ARPA(※2)は471,350円と大幅に増加し、グループサブスクARR(※3)は1,610百万円となりました。

これらの結果、売上収益は2,130,866千円(前期比21.1%増)、セグメント利益は526,420千円(前期比87.5%増)となりました。

グループサブスクARPA推移

	2023年9月期末	2024年9月期末
ARPA(円)	437,545	471,350

※1 当連結会計年度末時点のグループサブスク（OEM除く）契約件数。

※2 ARPA：Average Revenue Per Accountの略。1契約企業あたりの平均年次経常収益。

※3 グループサブスク ARR：OEMを除く当社グループが提供する全てのSaaS・サブスクリプションサービスにおける各四半期末時点のMRRの12倍で算出。

ARRはAnnual Recurring Revenueの略。年次経常収益。

MRRはMonthly Recurring Revenueの略。月間経常収益。

（BPOセグメント）

当セグメントは、顧客企業へIT人材によるシステム開発サービス（SES/システムエンジニアリングサービス）を提供する「ディープテック事業」を中心に展開しております。

当連結会計年度においては、引き続き高いIT人材需要を背景に積極的な営業活動に加え、ビジネスパートナー（BP）との連携を強化し、IT人材の確保、教育を強化したことで顧客企業のSES（システムエンジニアリングサービス）派遣先プロジェクトへのアサインが増加し、IT人材稼働率も増加しました。また、引き続き利益率の向上を狙う目的で収益性の低い開発プロジェクト案件から限られたIT人材リソースの撤退を進め、IT人材単価が向上し、SES売上収益は前期比16.0%増となりました。

これらの結果、売上収益は1,996,759千円（前期比10.2%増）、セグメント利益は249,412千円（前期比3.7%増）となりました。

事業別売上収益

事業区分	第 1 期 (2023年9月期) (前連結会計年度)		第 2 期 (2024年9月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
DXセグメント	1,758,991千円	49.3%	2,130,866千円	51.6%	371,875千円	21.1%
BPOセグメント	1,811,978	50.7	1,996,759	48.4	184,781	10.2
合 計	3,570,969	100.0	4,127,625	100.0	556,656	15.6

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 資金調達の状況

当社は、金融機関と借入契約を行い610,000千円の調達を行いました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、設備投資の総額は276,460千円であり、主なものは、クラウドサービスの新機能ソフトウェアの開発231,601千円です。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

2023年10月6日にBizion株式会社を全株式を取得し、連結子会社としました。

2023年12月1日に株式会社Rocket Starterの全株式を取得し、連結子会社としました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 1 期 (2023年9月期)	第 2 期 (当連結会計年度) (2024年9月期)
売 上 収 益 (千円)	3,570,969	4,127,625
営 業 利 益 (千円)	22,577	285,497
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (千円)	29,999	164,727
基本的1株当たり当期利益 (円)	5.75	31.22
資 産 合 計 (千円)	3,746,996	4,133,240
資 本 合 計 (千円)	1,091,309	1,280,360
1株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	206.84	242.26

(注) IFRSを適用して連結計算書類を作成しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ブルーテック株式会社	100,000千円	100.0%	セールステック事業
株式会社アーキテクトコア	10,000	100.0	ディープテック事業
ネットビジネスサポート株式会社	3,000	100.0	マーテック事業
ブーストマーケティング株式会社	59,000	100.0	タレントテック事業
B i z i o n株式会社	1,000	100.0	インサイドセールス支援事業
株式会社RocketStarter	1,000	100.0	インサイドセールス支援、新規アポイント獲得支援事業

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社アーキテクトコア
特定完全子会社の住所	東京都港区虎ノ門三丁目18番19号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	717,015千円
当社の総資産額	2,119,226千円

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき課題は、以下の項目と認識しております。

① SaaSのシェア・収益力の拡大

当社グループは、継続的かつ安定的に収益を確保できるサブスクリプションモデルのSaaSを軸とした中堅・中小企業のDX支援を主力事業としております。そのため、当社グループが提供するSaaSの顧客企業数を加速度的に増加させることが重要であると認識しております。「SDGs」等、社会的企業価値向上に向けた取り組みを啓蒙し、SaaS提供を通じて企業のDX化を加速し、顧客を成功へ導くカスタマーサクセスにより収益の安定と向上を図ってまいります。

また、持続的な事業成長の実現に向けて、既存SaaSの成長に加えて、製品・サービスシナジーを発揮する新規事業等の展開も積極的に検討してまいります。

② IT人材の確保と育成

当社グループは、顧客企業のニーズをタイムリーに製品・サービスに反映させることで、他製品・サービスとの差別化を図ってまいりました。将来にわたり顧客企業から支持されるには、販売・サポート体制に加え、質の高い技術開発体制の構築が重要であると認識しております。このため、即戦力としての中途採用と中長期的な事業拡大に不可欠な新卒採用を、積極的に進めてまいります。

また、優秀な人材の確保及び維持のために、働きやすい環境整備や人事制度の構築、教育・研修などを積極的に進めてまいります。

③ サービス開発力の強化

顧客企業に当社グループのサービス・プロダクトを継続的にご利用いただくために、顧客のニーズや潜在的な要望を的確に捉え、機能優位性を維持する先端技術を積極的に取り入れた開発技術体制が求められております。このため、優秀なエンジニアの確保に加え、グループシナジーを通じたエンジニア交流等、開発リソースの確保に努めてまいります。

また、サービス・プロダクトを安心してご利用いただけるよう、データは日本国内の強固なデータセンターで管理し、顧客の増加に合わせたサーバー増強等を継続的にを行い、より一層の安定稼働に向けた体制の強化に取り組んでまいります。

④ コーポレート・ガバナンス体制及び内部統制の強化

当社グループが継続的な成長を続けることができる企業体質の確立に向け、コーポレート・ガバナンスの更なる強化と内部管理体制の強化が重要な経営課題の一つであると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関して、その強化への取り組みを推進し、株主、従業員、取引先等全てのステークホルダーに対し経営の適切性、健全性を最大限に発揮してまいります。

内部管理体制については、業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に実施するとともに、定期的な内部監査の実施によるモニタリング機能の強化を図ってまいります。また、業務の効率化や合理化並びにリスク最小化を追求し、内部統制の強化を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年9月30日現在)

事業区分	事業内容
D X セグメント	SaaS開発、販売、コンサルティング
B P O セグメント	システムエンジニアリングサービス WEBマーケティング、各種システム受託開発・保守

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年9月30日現在)

① 当社

本 社	東京都港区
-----	-------

② 子会社

ブルーテック株式会社	本社（東京都港区）
	DXセンター（東京都港区）
	R&Dセンター（東京都港区）
	中部営業所（愛知県名古屋市）
	関西営業所（大阪府大阪市）
	九州営業所（福岡県福岡市）
株式会社アーキテクトコア	本社（東京都港区）
ネットビジネスサポート株式会社	本社（東京都港区）
ブーストマーケティング株式会社	本社（東京都港区）
B i z i o n 株式会社	本社（東京都港区）
株式会社RocketStarter	本社（東京都港区）

(7) 使用人の状況（2024年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
D X セグメント	102 (13) 名	△6 (10)
B P O セグメント	106 (14) 名	8 (5)
全社（共通）	18 (-) 名	△3 (-)
合計	226 (27) 名	△1 (15)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パート及び人材会社からの派遣社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属している者であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
－ 名	－ 名	－ 歳	－ 年

- (注) 当社の事業は子会社であるブルーテック株式会社の従業員が兼務しており、専属の従業員がいないため、使用人数、平均年齢、平均勤続年数は記載しておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2024年9月30日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	483,352 千円
株式会社三菱UFJ銀行	440,625 千円
株式会社三井住友銀行	311,250 千円
株式会社みずほ銀行	204,000 千円

- (注) 当社は、取引金融機関との当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における借入未実行残高は、以下のとおりであります。

契約の総額	700,000千円
借入実行残高	700,000千円
差引未実行残高	－千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 17,099,200株
(2) 発行済株式の総数 普通株式 5,276,221株
(3) 株主数 1,692名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
清 原 達 郎	1,599,100 株	30.31%
稲 葉 雄 一	1,175,747 株	22.28%
インフィニティアセットマネジメント株式会社	300,786 株	5.70%
柳 沢 貴 志	212,500 株	4.03%
グ ロ ー ス ・ キ ャ ビ タ ル 株 式 会 社	199,800 株	3.79%
飯 沼 達 也	196,100 株	3.72%
飯 岡 晃 樹	192,833 株	3.65%
株 式 会 社 W O W W O R L D	103,000 株	1.95%
稲 葉 貴 美 子	70,000 株	1.33%
宮 地 清 嗣	34,200 株	0.65%

- (注) 1. 発行済株式の総数には自己株式233株が含まれております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況
当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。
・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株 式 数 (株)	交 付 対 象 者 数 (人)
取 締 役	—	—
取 締 役 (監 査 等 委 員)	—	—

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

- (1) 当事業年度末において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- (2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2024年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長グループCEO	稲 葉 雄 一	ブーストマーケティング株式会社 取締役 株式会社イタミアート 社外取締役
取 締 役	柳 沢 貴 志	ブーストマーケティング株式会社 取締役 ブルーテック株式会社 監査役 株式会社アーキテクトコア 監査役 Bizion株式会社 取締役 株式会社Rocket Starter 代表取締役社長 株式会社インプリム 監査役
取締役グループCFO	佐 藤 幸 恵	ブルーテック株式会社 取締役 株式会社アーキテクトコア 取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	伊香賀 照 宏	株式会社MUGENUP 社外監査役 timelily株式会社 代表取締役社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	和 田 信 雄	—
取 締 役 (監 査 等 委 員)	三 浦 謙 吾	銀座高岡法律事務所 弁護士 BW Pay Limited株式会社 社外取締役 BWシステム株式会社 社外取締役

- (注) 1. 当社は、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
2. 取締役（監査等委員）伊香賀照宏氏、和田信雄氏及び三浦謙吾氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。
3. 当社は、取締役（監査等委員）伊香賀照宏氏、和田信雄氏及び三浦謙吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 伊香賀照宏氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計並びに企業経営に関する相当の知見と経験を有しております。
5. 三浦謙吾氏は、弁護士として法律に関する高度な専門知識を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

これに基づき、当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役（監査等委員である取締役含む）及び当社連結子会社の取締役、監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、経営目標の達成と持続可能な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位及び職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的な報酬の内容については、株主総会で決議された限度額の範囲内で、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会で審議を行い、その答申に基づいて取締役会にて報酬構成・水準・総額上限等を決定しています。なお、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、社外取締役監査等委員については、基本報酬のみとしています。また、取締役の報酬水準は、社会情勢や市場水準、他社との比較等を考慮のうえ、当社における経営の意思決定及び監督機能を十分に発揮するための対価として相応しい水準を設定する方針としています。

1) 報酬等の額またはその算定方法の決定方針

監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の額については、取締役の役位及び求められる職責（代表取締役及び業務執行取締役については能力及び成果を含む。）に応じて、他社水準、当社の業績を考慮しながら、諸般の事情を総合的に勘案して決定しています。

社外取締役監査等委員の報酬等については、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査等委員の協議をもって各監査等委員が受ける報酬等の額を決定しています。

2) 非金銭報酬等がある場合には、その内容及び非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定方針

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、監査等委員でない取締役に対して、非金銭報酬として譲渡制限付株式（株式割当数の総数は毎事業年度の当社の普通株式30,000株を上限、譲渡制限期間は3～10年間までとし、当社または当社子会社の取締役、執行役員若しくは従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。）を付与するものとし、金額、株式付与数は当社の業績、各対象取締役の職責等諸般の事情を総合的に勘案して決定しています。

3) 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

種類別の報酬割合については、当社と同様の業態・従業員規模に属する

企業の報酬水準等を踏まえ、当社の特性を考慮した上で基本報酬額をベースとして定め、その役位・職責・業績等を考慮し、非金銭報酬等の割合について指名報酬委員会にて検討しています。

社外取締役監査等委員の役員報酬は、基本報酬（固定金銭報酬）のみで構成することとしています。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議による定めに関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2023年12月26日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち社外取締役0名）であります。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しては、2023年12月26日開催の定時株主総会において、上記の報酬等の額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬債権額の総額を年額30百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち社外取締役0名）であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年12月26日開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2023年9月22日開催の取締役会における委任決議に基づき、代表取締役社長 稲葉雄一氏が、各取締役の使用人兼務取締役の使用人分給与を除いた具体的な月額報酬の金額を決定しております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

当社は、代表取締役社長に委任された権限が適切に行使されるようにするための措置として、2024年1月に、代表取締役社長である稲葉雄一氏を委員長とし、社外取締役（監査等委員）である伊香賀照宏、和田信雄、三浦謙吾の4名で構成され、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会を設置いたしました。指名報酬委員会では、代表取締役社長が決定した取締役の個人別の報酬等の内容と、報酬決定方針との整合性を含めた検討を行い、取締役会に対して答申します。

- ④ 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の額の決定方針については、社外取締役を過半数とする指名報酬委員会に一任し、またその結果について監査等委員会へ諮問し同意を得る措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、公正な決定がされていると判断しております。

- ⑤ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	71,490 (-)	71,490 (-)	- (-)	- (-)	3 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3,600 (3,600)	3,600 (3,600)	- (-)	- (-)	3 (3)

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

取締役（監査等委員）伊香賀照宏氏は、timelily株式会社の代表取締役社長であります。また、同氏は株式会社MUGENUPの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）三浦謙吾氏は、銀座高岡法律事務所の弁護士、BW Pay Limited株式会社の社外取締役、BWシステム株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況等
取締役 (監査等委員)	伊香賀 照 宏	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、監査等委員会13回すべてに出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の会計分野について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	和 田 信 雄	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。豊富な事業部門責任者及び経営者の見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、当社の内部統制システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	三 浦 謙 吾	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、監査等委員会13回すべてに出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,380 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	-

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人を交代することにより、当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分にに関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を多年度にわたる持続的取り組みの基本方針と捉え、毎事業年度に見直しを行っております。

当事業年度におきましては、当社の内部統制システムの整備・運用状況を当社の内部監査担当がモニタリングし、改善を行いました。また、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対してコンプライアンスに対する意識の向上を図るため、社内研修及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための教育を実施いたしました。

内部監査担当と監査等委員会は、監査の有効性を高めるため、四半期及び期末決算期において十分な意見交換を行い、適宜互いの監査内容の報告をするなど積極的な連携に努めました。

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下の体制を整備しております。

(1) 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行に関する法令等の適合性について、当社の内部監査、監査等委員会監査等の実施により確認し、必要に応じて是正措置を講じております。
- ② 当社は、当社グループにおける企業倫理、法令遵守の推進及び徹底のため、当社グループの役職員が遵守すべき行動規範として「コンプライアンス規程」を制定しております。
- ③ 当社グループの法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実の社内報告体制については、「グループ会社管理規程」及びその他の当社社内規程に従い、その運用を行っております。
- ④ 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループの役職員に内部通報制度を周知させるとともに通報者の匿名性を最大限確保し、経営陣から独立した窓口を設け、内部通報制度の実効性を高めております。

(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書等で記録し、保存期間を定め適切に保存、管理しております。
- ② 取締役は、これらの文書を常時閲覧することが可能となっております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは、サービスの品質と安全性の確保を最優先に、お客様、取引先、株主・投資家、地域社会、地球環境等の各ステークホルダー及び役職員の利益を阻害する要因の除去・軽減に努め、事業の継続・安定的発展を確保していくことをリスクマネジメントの基本方針としております。

- ② 当社の内部監査担当は、当社グループにおける個別のリスクマネジメント上の課題への対策についてその実施状況及び実効性等を監査し、代表取締役社長へ報告しております。

(4) 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 取締役会は原則毎月1回開催するほか必要に応じて機動的に開催し、経営上の重要事項を決議するとともに、各取締役が報告する業務執行の状況を監督しております。また、「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の経営上重要な協議事項の審議及び決議を行うとともに、子会社の取締役に対する指導、助言を行っております。
- ② 執行役員制度を採用し、柔軟かつ効率的な業務執行を図っております。
- ③ 取締役会における意思決定を迅速に行い、また業務執行を適時的確に行うために、必要に応じて業務執行取締役及び執行役員で構成される「経営会議」を開催し、経営方針や経営戦略等に関する協議及び意思決定に必要な情報共有を積極的行っております。
- ④ 取締役を含む業務執行全般の効率的な運営を図るべく、「組織規程」及び「職務権限規程」において業務分掌・職務権限を定め、各職位の責任・権限を明確にし、「取締役会規程」、「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限及び手続を明確にしております。
- ⑤ 事業計画や予算を策定し、全社及び各部署の目標を定め、これに基づき管理しております。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社における情報の共有化、指示の伝達等が効率的に行われる体制を構築するとともに、状況に応じて適切な管理を行っております。
- ② 当社は、「グループ会社管理規程」に基づき、子会社に対して業務執行状況・財務状況等を定期的に報告させ、重要な意思決定及び事業活動に重要な影響を及ぼす事項について適時適切な報告をさせる体制を整備しております。
- ③ 当社は、「内部監査規程」を定め、内部監査担当は、当社のほか、子会社の業務全般にわたって監査を行い、その結果を当社代表取締役社長及び監査等委員会に報告しております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人及びその使用人の独立性並びにその使用人に対する実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下、「監査等委員会補助者」という。）を置くことを求めた場合には、監査等委員会補助者の配置を取締役に要請することを可能としております。

- ② 監査等委員会より監査等委員会の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長などの指揮・命令は受けない体制としております。

(7) 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社は、監査等委員会がその職務を遂行するために必要と判断するときにはいつでも取締役及び使用人に報告を要請することを可能としております。
- ② 当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに監査等委員会に報告することとしております。
- ③ 内部監査担当は、内部監査の計画及び結果を監査等委員会に報告しております。
- ④ 当社は、監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止しております。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、代表取締役社長との意見交換会の開催や重要な会議への出席により、経営方針、経営課題に関する事項等について意思の疎通を図り、効果的な監査業務の遂行を図っております。
- ② 監査等委員会は、内部監査担当、会計監査人との連携を図り、監査の重点項目や監査結果等について情報の共有に努め、監査業務の実効性、効率性を高めております。
- ③ 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができるとしております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当社は、当社グループに適用する「反社会的勢力対策規程」を制定し、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威をもたらす反社会的勢力及びこれに類する団体とは取引先も含めて一切の関係をもち、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、外部専門機関等と連携し、毅然とした姿勢で対応することとしております。
- ② 当社は、「反社会的勢力対策規程」に基づき、顧問弁護士及び関係行政機関との連携を密にし、グループ内の情報展開を行っております。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、各種社内諸規程の整備や業務プロセスの整備を行い、内部統制システムの構築に取り組んでおります。
- ② 監査等委員会は、内部統制報告書を監査し、取締役は財務報告に係る内部統制の継続的な改善を図っております。

(11) ITへの対応

- ① ITへの投資は、各部門からの要望と事業計画を照らして実施計画を立案しております。
- ② 経営者は、システムを利用した業務手続きと手作業による業務手続きの特長を把握し、いずれの統制が合理的かつ有効であるかを検討し、選択しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は現時点で、当該「基本方針」及び「買収への対応方針」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向を見極めつつ、慎重に検討を進めてまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、設立より財務体質及び競争力の強化を経営の重要課題として位置付けており、内部留保の充実を図り、事業により生み出されたキャッシュ・フローを事業拡大のための投資に優先して振り向けることが、企業価値の向上を通じて株主に対する最大の利益還元につながるものと考えております。

このような考えのもと、当社は設立以来、配当を実施しておりませんが、株主への配当による利益還元も重要課題であると認識しており、経営成績及び事業計画等を総合的に勘案し、株主への利益還元を実施していくことを基本方針としております。

当期末の配当金については上記基本方針を踏まえ、当社経営成績及び事業計画等を総合的に勘案し、後期の株主総会参考書類に記載しております、第1号議案にご提案のとおり、1株当たり7円とさせていただきますと存じます。

- | | |
|-------------|-------------|
| ・ 1株当たりの配当金 | 7円 |
| ・ 配当金の総額 | 36,931,916円 |
| ・ 効力発生日 | 2024年12月25日 |

なお、当社の剰余金の配当につきましては、会社法第459条第1項各号に定める事項について法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。また、期末配当の基準日は、毎年9月30日、中間配当は、毎年3月31日を基準日としております。

連結財政状態計算書

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
(流 動 資 産)	1,404,248	(流 動 負 債)	1,917,205
現金及び現金同等物	743,079	営業債務及びその他の債務	321,682
営業債権及びその他の債権	561,194	契 約 負 債	91,881
棚 卸 資 産	1,775	有 利 子 負 債	1,159,132
未収法人所得税等	16,724	リ ー ス 負 債	128,292
その他の金融資産	3,268	未払法人所得税等	24,226
その他の流動資産	78,206	その他の流動負債	191,990
(非 流 動 資 産)	2,728,991	(非 流 動 負 債)	935,674
有 形 固 定 資 産	45,148	有 利 子 負 債	711,290
使 用 権 資 産	317,848	リ ー ス 負 債	167,847
の れ ん	843,893	引 当 金	39,605
無 形 資 産	1,321,155	繰 延 税 金 負 債	16,931
その他の金融資産	110,136	負 債 合 計	2,852,880
繰 延 税 金 資 産	90,809	資 本	
		(親会社の所有者に帰属する持分)	1,280,360
		資 本 金	734,016
		資 本 剰 余 金	285,819
		利 益 剰 余 金	258,225
		自 己 株 式	△20
		その他の資本の構成要素	2,319
		資 本 合 計	1,280,360
資 産 合 計	4,133,240	負債及び資本合計	4,133,240

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年10月1日から2024年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 収 益	4,127,625
売 上 原 価	2,424,619
売 上 総 利 益	1,703,006
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,398,910
そ の 他 の 収 益	2,111
そ の 他 の 費 用	20,709
営 業 利 益	285,497
金 融 収 益	133
金 融 費 用	19,047
税 引 前 当 期 利 益	266,583
法 人 所 得 税 費 用	101,856
当 期 利 益	164,727
当 期 利 益 の 帰 属 親 会 社 の 所 有 者	164,727

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(2023年10月1日から2024年9月30日まで)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分						資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本 の構成要素	合計	
2023年10月1日残高	734,016	263,661	95,717	—	132	1,093,528	1,093,528
新会計基準適用による 累積的影響額	—	—	△2,219	—	—	△2,219	△2,219
遡及処理後期首残高	734,016	263,661	93,498	—	132	1,091,309	1,091,309
当期利益			164,727			164,727	164,727
その他の包括利益			—		△7	△7	△7
当期包括利益合計	—	—	164,727	—	△7	164,720	164,720
新株予約権の発行					2,194	2,194	2,194
自己株式の取得				△20		△20	△20
株式報酬取引		22,157				22,157	22,157
所有者との取引額等合計	—	22,157	—	△20	2,194	24,331	24,331
2024年9月30日残高	734,016	285,819	258,225	△20	2,319	1,280,360	1,280,360

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSにより求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

6社

主要な連結子会社は、ブルーテック株式会社、株式会社アーキテクトコア、ネットビジネスサポート株式会社、ブーストマーケティング株式会社、Bizion株式会社、株式会社RocketStarterであります。

なお、Bizion株式会社及び株式会社RocketStarterは、株式取得に伴い、当連結会計年度より新たに連結の範囲に含めております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 企業結合

当社グループは、取得法に基づき企業結合の会計処理をしております。

取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定しております。企業結合に関連して発生する取引費用は発生時に費用処理しております。

取得対価が、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の取得日における公正価値の正味の金額を超過する場合はのれんとして認識しております。

企業結合が生じた期間の末日までに企業結合の当初の会計処理が完了しない場合は、暫定的な金額で会計処理を行っております。取得日から1年以内の測定期間において取得日時点に存在した事実及び状況に関する新しい情報を入手した場合、暫定的な金額を遡及修正しております。

(2) 外貨換算

当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としております。

機能通貨以外の通貨での取引は、取引日の為替レート又はそれに近似するレートで機能通貨に換算しております。

(3) 金融商品

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産を当該金融資産の契約当事者となった時点で当初認識しております。

当初認識時において、すべての金融資産は公正価値で測定しておりますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されない場合は、当該公正価値に金融資産の取得に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産の取引費用は、純損益に認識しております。

(ii) 分類及び事後測定

当社グループは、金融資産を、償却原価で測定する金融資産と、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類し、当初認識時にその分類を決定しています。

当社グループが保有する金融資産のうち、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産については、当初認識後、償却原価で測定しております。

また、償却原価で測定する金融資産以外の金融商品は、公正価値で測定する金融資産に分類しています。公正価値で測定する金融資産は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するか、純損益を通じて公正価値で測定するかを指定し、継続的に適用しています。

公正価値で測定する金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額をその他の包括利益として認識しており、純損益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては純損益として認識しています。なお、当該資産からの配当金については、金融収益として認識しています。

(iii) 金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産等に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。

ただし、営業債権については、簡便的に過去の信用損失及び現在把握している定性的な要因に基づいて、全期間の予想信用損失を認識しております。

(iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は当社グループが金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合に金融資産の認識を中止しております。

② 金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債を当該金融負債の契約当事者となった時点で当初認識しております。

当初認識時において、すべての金融負債は公正価値で測定しておりますが、償却原価で測定される金融負債については、公正価値から直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(ii) 分類及び事後測定

当社グループは、金融負債を、償却原価で測定する金融負債と、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類し、当初認識時にその分類を決定しています。

償却原価で測定される金融負債については、当初認識後、償却原価で測定しております。

(iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、つまり契約上の義務が免責、取消又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

③ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産と金融負債は、残高を相殺する法的な権利を現在有し、かつ純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有する場合にのみ相殺し、連結財政状態計算書において純額で表示しております。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスルしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資より構成されております。

(5) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額とのいずれか低い方の金額により測定しております。

棚卸資産の取得原価は、主として個別法に基づき算定しております。正味実現可能価額は通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

(6) 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、解体・除去及び原状回復費用等の当初見積額及び資産計上すべき借入費用等を含んでおります。

有形固定資産の減価償却費は、以下の見積耐用年数にわたり、主として定額法により計上しております。

- ・建物 8～18年
- ・工具、器具及び備品 2～10年

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かい適用しております。

(7) リース

使用権資産の取得原価は、リース負債の当初測定額に前払リース料等を調整した金額で当初測定を行っております。リース負債はリース期間におけるリース料の割引現在価値で測定しております。当初測定後、リース期間もしくはリース料に変動があった場合は、リース負債の再測定を行い、使用権資産の取得原価及びリース負債の調整を行っております。

使用権資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上し、リース負債は当初測定額及び再測定による調整額からリース料の支払を控除し、利息の調整を行った価額を計上しております。

また、使用権資産の減価償却費は、リース期間にわたり定額法で計上しております。リース負債に係る金利費用は、使用権資産に係る減価償却費と区分して、金融費用に含めております。

ただし、リース期間が12か月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、リース料をリース期間にわたり規則的に費用として認識しております。

リース負債は、リース開始日現在で支払われていないリース料の割引現在価値で当初認識しております。通常、当社グループは、追加借入利率を割引率として用いております。当初認識後は、リース負債に係る金利及び支払われたリース料を反映するよう、実効金利法に基づき帳簿価額を増減しております。

リース料は、リース負債残高に対して一定の利率となるよう金融費用とリース負債の返済部分とに配分しております。

(8) のれん及び無形資産

① のれん

企業結合から生じたのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんの償却は行わず、資金生成単位（又はそのグループ）に配分し、少なくとも年に1回及び減損の兆候がある場合には都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は純損失として認識され、その後の戻し入れは行っておりません。

② その他の無形資産

のれん以外の無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

企業結合により取得し、のれんとは区別して認識された無形資産は、取得日の公正価値で当初認識されております。当初認識後、企業結合により取得した無形資産は、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上されております。

無形資産の償却費は、以下の見積耐用年数にわたり、定額法により計上しております。

- ・ ソフトウェア 5～7年
- ・ コンテンツ資産 4～5年
- ・ 顧客関連資産 10年

見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かい適用しております。

(9) 非金融資産の減損

非金融資産（棚卸資産、繰延税金資産及び従業員給付に係る資産を除く）については、各報告期間の末日現在ごとに減損の兆候の有無を判定し、減損の兆候が存在する場合には、減損テストを実施しております。のれん、耐用年数を確定できない無形資産及び報告期間の末日現在で使用可能でない無形資産については、每期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

減損テストの結果、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に減損損失を認識しております。

減損テストにおいて個別にテストされない資産は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・イン・フローから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生成する最小の資金生成単位としております。資産又は資金生成単位の回収可能価額は使用価値と処分費用控除後の公正価値のいずれか高い金額としております。使用価値は、資産又は資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引くことにより算定しております。

のれんを含む資金生成単位の減損損失の認識については、まず、その資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に当該資金生成単位内の各資産の帳簿価額に基づき比例按分しております。

(10) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために、経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に引当金を認識しております。

貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、引当金額は将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引いて測定しております。

・資産除去債務

資産除去債務には、当社グループが使用する賃借事務所・建物等に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。これらの費用は、事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間経過後に支払われると見込んでおりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

(11) 従業員給付

短期従業員給付は、割引計算は行わず、勤務が提供された時点の費用として認識しております。

賞与及び有給休暇費用については、過去の従業員の勤務に基づき、支払いを行う法的又は推定的債務を有しており、かつ、当該債務について信頼性のある見積りが可能な場合に負債として認識しております。

(12) 資本

普通株式は発行価額を資本金及び資本剰余金に計上し、普通株式の発行に係る費用は資本剰余金から控除しております。

自己株式は、取得原価で認識し、資本の控除項目としております。なお、自己株式を売却した場合は、売却時の帳簿価額と対価との差額は資本剰余金として認識しております。

(13) 株式報酬

当社グループにおいて、役員及び従業員に対するインセンティブ制度として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。株式報酬の付与日における公正価値は、付与日から権利が確定するまでの期間にわたり費用として認識し、同額をその他の資本の構成要素の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮して算定しております。

(14) 収益認識

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」に基づく金融収益を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に又は充足するにつれて収益を認識する

DX事業については、当社グループのDX事業では、最新のアプリケーションをインターネットを通じて提供するSaaS（クラウドサービス）が主な収益となっており、当社提供の「Knowledge Suite（ナレッジスイート）」が主な製品となっております。これらのSaaSは、サービスを提供する期間を通してアクセスが可能となった時点から一定期間にわたって収益を認識しております。ただし、受領すべき対価に重要な不確実性が存在する場合、その不確実性が解消された時点で収益を認識しています。また、収益を認識後、概ね1ヵ月以内に支払いを受けています。

BPO事業については、当社グループでは、システム開発を主軸として顧客企業業務支援を行うシステムエンジニアリングサービスを行っております。これらは、検収が完了した時点で収益を認識しています。ただし、受領すべき対価に重要な不確実性が存在する場合、その不確実性が解消された時点で収益を認識しています。また、収益を認識後、概ね1ヵ月以内に支払いを受けています。

(15) 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本又はその他の包括利益に認識する項目を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、報告期間の末日までに制定又は実質的に制定されているものであります。また、法人所得税の不確実な税務ポジションについて、税法上の解釈に基づき税務ポジションが発生する可能性が高い場合には、合理的な見積額を資産又は負債として認識しております。

繰延税金は、報告期間の末日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と、関連する税務基準額との差額である一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して、それらを回収できる課税所得が生じる可能性が高い範囲において認識し、繰延税金負債は、原則として全ての将来加算一時差異について認識しております。なお、繰延税金資産は每期見直され、税務便益の実現が見込めないと判断される部分については減額しております。

なお、以下の一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を認識しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・取引時に、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えず、かつ、同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせない取引（企業結合取引を除く）によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合
- ・子会社に対する投資に係る将来減算一時差異のうち、当該一時差異から便益を利用するのに十分な課税所得が稼得される可能性が高くない場合、又は予測可能な将来に当該一時差異が解消する可能性が高くない場合

繰延税金資産及び繰延税金負債は、報告期間の末日において制定又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、当該資産が実現する又は負債が決済する期間に適用されると予想される税率によって算定しております。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法的強制力のある権利を有し、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しております。

(16) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

当社グループでは、当連結会計年度よりIAS第12号「法人所得税」（2021年5月改訂）を適用しております。

IFRS		新設・改訂の概要
IAS第12号	法人所得税	単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金の会計処理を明確化

この基準の適用により、取引時に同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異を生じさせる取引に関する当初認識時の会計処理が明確化され、当該将来加算一時差異と将来減算一時差異について繰延税金負債及び繰延税金資産が連結財政状態計算書にそれぞれ認識されることとなります。

なお、同基準の適用による累積的影響額が反映されたことにより、連結持分変動計算書において、当連結会計年度の「利益剰余金」の期首残高が2,219千円減少しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 非金融資産の減損

有形固定資産	45,148千円
使用権資産	317,848千円
のれん	843,893千円

無形資産

1,321,155千円

当社グループは、有形固定資産、使用権資産、のれんを含む無形資産について、減損テストを実施しております。減損テストにおける回収可能価額の算定においては、資産の耐用年数、将来キャッシュ・フロー、税引前割引率及び長期成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経営条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を及ぼす可能性があるため、当社グループでは、当該見積りは重要なものであると判断しております。

(2) 金融商品の公正価値の測定

その他の金融資産 110,136千円のうち、38,960千円

当社グループが保有する公正価値で測定する金融資産及び金融負債が、活発な市場における公表価格によって測定できない場合には、当該資産又は負債について直接に又は間接に観察可能な前述の公表価格以外のインプットを使用して算定された公正価値、もしくは観察不能なインプットを含む評価技法によって算定された公正価値を用いて評価しております。特に、観察不能なインプットを含む評価技法によって算定される公正価値は、適切な基礎率、仮定及び採用する計算モデルの選択など、当社グループの経営者による判断や仮定を前提としております。これらの見積り及び仮定は、前提とした状況の変化等により、金融商品の公正価値の算定に重要な影響を及ぼす可能性があります。そのため、同社グループでは、当該見積りは重要であると判断しております。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産 90,809千円

当社グループは、繰延税金資産について、将来減算一時差異、繰越欠損金及び税額控除のうち、将来課税所得を減算できる可能性が高いものに限り繰延税金資産を認識しています。課税所得が生じる可能性の判断においては、経営者によって承認された事業計画に基づき課税所得の発生時期及び金額を見積っています。課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変化によって影響を受けることから、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権 4,509千円

(2) 有形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額

109,393千円

(3) 使用権資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額

315,947千円

(4) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

関係会社株式(注) 239,430千円

(注) 上記の関係会社株式に関しましては連結計算書類上、相殺消去しております。

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 48,000千円

長期借入金 156,000千円

計 204,000千円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び数

普通株式

5,276,221株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2024年12月24日開催の第2回定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月24日 定時株主総会	普通株式	資本剰余金	36,931	7	2024年9月30日	2024年12月25日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。必要な事業資金は、営業キャッシュ・フロー及び必要に応じた借入によって賄っております。財務健全性を長期安定的に維持するため、マネジメントが財務指標のモニタリングを行っております。当社グループは、デリバティブ取引は利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク)に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

(3) 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。

当社グループの債権は、広範囲の産業や地域に広がる多数の取引先に対するものであり、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

(4) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な当座貸越枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

(5) 金利リスク管理

当社グループは、金融機関から変動金利建の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されております。主に金利の上昇による将来の利息の支払額の増加を抑えるために、一部固定金利での資金調達を行い、キャッシュ・フローの安定化を図っております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを次のように分類しております。

レベル1：活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

なお、レベル間の振替は、振替のあった各四半期の期末日に認識しております。

金融商品の公正価値の測定方法

(1) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、その他の金融資産(流動)

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。

(2) その他の金融資産、その他の金融負債

活発な金融市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場価格に基づいており、レベル1に分類しております。なお、非上場株式は、適切な評価技法を使用して測定しており、レベル3に分類しております。

(3) 営業債務及びその他の債務、短期借入金、未払法人所得税等

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

長期借入金のうち変動金利のものについては、適用される金利が市場での利率変動を即座に反映するため、また信用リスクに関しては金利に関する取引条件に変更がなく、公正価値は帳簿価額に近似しております。長期借入金のうち固定金利のものについては、借入利率と元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率に重要な相違がないため、公正価値は帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。

3. 金融商品の公正価値の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(単位：千円)

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金融資産				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	—	—	—	—
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	—	—	38,960	38,960
合計	—	—	38,960	38,960

レベル 3 に分類された金融商品の増減は、次のとおりです。

(単位：千円)

期首残高	28,190
取得	10,770
売却	—
包括利益	—
純利益	—
その他の包括利益	—
期末残高	38,960
上記損益の内、期末で保有する資産に関連する未実現損益の変動に起因する額	—

収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは、売上収益をサービス種類別に分類しております。分解した売上収益と報告セグメントとの関連は、次のとおりです。

(単位：千円)

報告セグメント	サービス	顧客との契約から認識した収益
D X事業	S a a S	1,769,031
	カスタマーサクセス	361,834
B P O事業	—	1,996,759
合計		4,127,625

(2) 契約資産及び契約負債

当社グループの契約資産及び契約負債の内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権	
売掛金	561,067
契約負債	91,881

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていたものは84,742千円です。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|---------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 242円26銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 31円22銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	517,825	流 動 負 債	649,681
現 金 及 び 預 金	147,643	短 期 借 入 金	200,000
前 払 費 用	30,842	1 年内返済予定の長期借入金	101,240
短 期 貸 付 金	271,260	未 払 金	75,282
未 収 入 金	49,665	前 受 金	271,260
未 収 法 人 税 等	11,419	そ の 他	1,899
未 収 消 費 税 等	6,958		
そ の 他	36		
固 定 資 産	1,601,400	固 定 負 債	323,017
無 形 固 定 資 産	18,319	長 期 借 入 金	279,450
コ ン テ ン ツ 資 産	18,319	長 期 未 払 金	28,647
投 資 そ の 他 の 資 産	1,583,081	資 産 除 去 債 務	13,207
関 係 会 社 株 式	1,536,171	繰 延 税 金 負 債	1,712
差 入 保 証 金	28,647		
長 期 前 払 費 用	18,262	負 債 合 計	972,698
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	1,144,333
		資 本 金	734,016
		資 本 剰 余 金	447,114
		資 本 準 備 金	33,515
		そ の 他 資 本 剰 余 金	413,599
		利 益 剰 余 金	△36,777
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△36,777
		繰 越 利 益 剰 余 金	△36,777
		自 己 株 式	△20
		新 株 予 約 権	2,194
		純 資 産 合 計	1,146,527
資 産 合 計	2,119,226	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,119,226

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	318,800
営 業 費 用	314,402
営 業 利 益	4,397
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	79
そ の 他	0
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	4,564
経 常 損 失	87
特 別 損 失	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	50,000
税 引 前 当 期 純 損 失	50,087
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,504
法 人 税 等 調 整 額	7,697
当 期 純 損 失	66,289

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計				
当 期 首 残 高	734,016	33,515	413,599	447,114	29,511	29,511	－	1,210,643	－	1,210,643
当 期 変 動 額										
当 期 純 損 失					△66,289	△66,289		△66,289		△66,289
自己株式の取得							△20	△20		△20
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									2,194	2,194
当期変動額合計	－	－	－	－	△66,289	△66,289	△20	△66,310	2,194	△64,115
当 期 末 残 高	734,016	33,515	413,599	447,114	△36,777	△36,777	△20	1,144,333	2,194	1,146,527

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却費の方法

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、コンテンツ資産の償却については、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却を行っております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の営業収益は子会社からの経営指導料です。

経営指導料は、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式 1,536,171千円

当社は、重要な会計方針1.に記載しているとおり、関係会社株式を原価法によって評価しておりますが、発行会社の財政状態の悪化による実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理しております。ただし、関係会社の株式の実質価額の算定にあたっては、将来の事業計画に基づく超過収益力等を反映させておりますので、超過収益力等の見積りには、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があります。そのため、将来の事業計画などの見積りの前提条件に変化があった場合は、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	320,960千円
短期金銭債務	307,713千円
長期金銭債務	28,647千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

関係会社株式	239,430千円
--------	-----------

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	48,000千円
長期借入金	156,000千円
計	204,000千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引

売上高	318,800千円
その他の営業取引高	57,543千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	233株
------	------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	千円	
株式報酬費用	9,613	〃
資産除去債務	4,044	〃
関係会社株式	15,310	〃
繰延税金資産小計	28,967	〃
評価性引当額	△28,967	〃
繰延税金資産合計	—	〃

繰延税金負債		
未収事業税	△77	〃
資産除去債務に対応する除去費用	△1,634	〃
繰延税金負債合計	△1,712	〃
繰延税金負債の純額	△1,712	〃

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 関連会社等

(単位：千円)

属 性	会社の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ブルーテック㈱	所有 直接 100%	あ り	経営管理	経営指導料等 (注 1)	150,000	未収入金	14,025
					業務委託費 (注 2)	57,525	未 払 金	36,453
					資金の貸付 (注 3)	132,264	短期貸付金	132,264
					営業収益 (注 4)	132,264	前 受 金	132,264
					債務被保証	(注 5)	—	—
子会社	(株)アーキテクトコア	所有 直接 100%	あ り	経営管理	経営指導料等 (注 1)	130,800	未収入金	11,990
					資金の貸付 (注 3)	138,996	短期貸付金	138,996
					営業収益 (注 4)	138,996	前 受 金	138,996
					債務被保証	(注 5)	—	—

属 性	会社の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ネットビジネス サポート㈱	所有 直接 100%	な し	経営管理	債務被保証	(注５)	—	—
子会社	㈱ブースト マーケティング	所有 直接 100%	あ り	経営管理	債務被保証	(注５)	—	—
子会社	(株)Rocket Starter	所有 直接 100%	あり	経営管理	債務被保証	(注５)	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) １.経営指導料等については、経営活動全般に関する指導、助言に対する対価として業務の内容を勘案し決定しております。
２.業務委託費については、人件費等のコストを勘案し決定しております。
３.資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
４.営業収益については、一般の取引条件と同様に決定しており消費税等を含めております。
５.当社の金融機関の借入について、子会社５社から総額404,000千円の期末残高に対して債務保証を受けております。なお、保証料は支払っておりません。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、個別注記表「重要な会計方針に係る事項に関する注記 ２. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(１株当たり情報に関する注記)

１株当たり純資産額	216円89銭
１株当たり当期純損失	12円56銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月28日

B B Dイニシアティブ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩崎 剛	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小野 潤	印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、B B Dイニシアティブ株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、B B Dイニシアティブ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月28日

B B D イニシアティブ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩崎 剛	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小野 潤	印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、B B D イニシアティブ株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第2期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月29日

B B D イ ニ シ ア ティ ブ 株 式 有 限 公 司 監 査 等 委 員 会

監 査 等 委 員 伊 香 賀 照 宏 印

監 査 等 委 員 和 田 信 雄 印

監 査 等 委 員 三 浦 謙 吾 印

(注) 監査等委員 伊香賀照宏、和田信雄及び三浦謙吾は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7円 総額は36,931,916円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年12月25日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。なお本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。本候補者の選定に先立ち、当社取締役会の諮問機関である指名報酬委員会での審議を経て、各候補者を決定しております。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	いな ば ゆう いち 稲 葉 雄 一 (1968年4月29日)	1998年2月 ㈱博報堂キャプコ（現 ㈱博報堂DYキャプコ）入社 1998年7月 ㈱メンバーズ 入社 1999年2月 ㈱インピリック電通（現 ㈱電通ダイレクト）入社 2001年4月 ㈱電通テック（現㈱電通プロモーションプラス）入社 2006年10月 ブランドダイアログ㈱（現ブルーテック ㈱）設立 代表取締役社長 2021年1月 ㈱イタミアート 社外取締役（現任） 2022年10月 ブーストマーケティング㈱ 代表取締役社長 2023年4月 当社 代表取締役社長 グループCEO（現任） 2023年12月 ブーストマーケティング㈱ 取締役（現任） （重要な兼職の状況） ブーストマーケティング㈱ 取締役 ㈱イタミアート 社外取締役	1,175,747株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	やなぎ さわ たか し 柳 沢 貴 志 (1974年 9 月 8 日)	1997年 4 月 (株)NTTメディアスコープ (現 (株)NTTアド) 入社 2001年 7 月 (株)電通テック (現(株)電通プロモーションプ ラス) 入社 入社 2007年11月 ブランドダイアログ(株) (現ブルーテック (株)) 入社 常務取締役 2008年 5 月 同社 取締役マーケティング本部長 2016年12月 同社 取締役執行役員コーポレートビジネ スユニット長 2018年 6 月 (株)フジソフトサービス (現 (株)アーキテク トコア) 監査役 2018年10月 ビクタス(株) (現 (株)アーキテクトコア) 監 査役 (現任) 2018年12月 ナレッジスイート(株) (現ブルーテック(株)) 常務取締役執行役員 2021年 3 月 (株)インプリム 監査役 (現任) 2022年10月 プーストマーケティング(株) 取締役 (現任) 2023年 4 月 当社 取締役 (現任) 2023年 4 月 ナレッジスイート(株) (現ブルーテック(株)) 監査役 (現任) 2023年10月 Bizion(株) 取締役 (現(株)RocketStarter) 2023年12月 (株)RocketStarter 代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) ブルーテック(株) 監査役 (株)アーキテクトコア 監査役 プーストマーケティング(株) 取締役 (株)RocketStarter 代表取締役社長 (株)インプリム 監査役	212,500株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	さ とう ゆき え 佐 藤 幸 恵 (1970年9月21日)	2007年12月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入社 2014年8月 公認会計士登録 2015年7月 佐藤幸恵公認会計士事務所 所長 2016年7月 (株)ロジック 監査役 2019年1月 ナレッジスイート(株)(現ブルーテック(株)) 入社 執行役員 経営戦略室 室長 2019年6月 同社 執行役員 コーポレートビジネスユニット 経理財務部 部長 兼 経営戦略室 室長 2019年7月 (株)アーキテクトコア 取締役(現任) 2021年10月 ナレッジスイート(株)(現ブルーテック(株)) コーポレート本部 本部長 経理財務部 部長 兼 経営戦略室 室長 2023年4月 当社 取締役 グループCFO(現任) 2023年4月 ナレッジスイート(株)(現ブルーテック(株)) 取締役(現任) (重要な兼職の状況) ブルーテック(株) 取締役 (株)アーキテクトコア 取締役	2,017株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者は、現在、当社の取締役であり、当社は、同氏らが被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各取締役候補者の再任が承認された場合、各取締役候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	い か が て る ひ ろ 伊香賀 照 宏 (1984年2月18日)	2007年12月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人 トーマツ） 入社 2011年5月 公認会計士登録 2012年11月 上海邁伊茲咨询有限公司 入社 2013年9月 ファーサイト会計事務所（現 税理士法人 ファーサイト） 入社 2013年12月 税理士登録 2016年8月 ㈱MUGENUP 社外監査役（現任） 2016年9月 税理士法人ファーサイト 代表社員 2018年12月 ナレッジスイート㈱（現 ブルーテック㈱） 取締役（監査等委員） 2021年3月 timelily㈱ 代表取締役社長（現任） 2023年4月 当社 取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） ㈱MUGENUP 社外監査役 timelily㈱ 代表取締役社長	—
2	わ だ のぶ お 和 田 信 雄 (1948年12月13日)	1972年4月 富士通㈱ 入社 1989年6月 同社 大阪支店第二金融部長代理 1991年4月 同社 本社第一金融統括第一部長 1995年4月 同社 本社第一金融統括 1999年4月 同社 関西支社長 2005年4月 富士通エフ・アイ・ピー㈱（現 富士通 Japan㈱） 入社 取締役営業本部長 2009年6月 富士通エフ・アイ・ピー・システムズ㈱ （現 富士通Japanソリューションズ東京㈱） 入社 取締役副社長 2013年6月 SalesCreate起業（個人事業主） 2017年5月 ナレッジスイート㈱（現 ブルーテック㈱） 取締役 2018年12月 同社 取締役（監査等委員） 2023年4月 当社 取締役（監査等委員）（現任）	4,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	み う ら け ん こ 三 浦 謙 吾 (1980年7月1日)	2009年9月 司法試験合格 2010年12月 弁護士登録（東京弁護士会） 2011年1月 みらい総合法律事務所 入所 2015年3月 ナレッジスイート㈱（現 ブルーテック㈱） 監査役 2017年10月 銀座高岡法律事務所 設立（現任） 2018年12月 ナレッジスイート㈱（現 ブルーテック㈱） 取締役（監査等委員） 2022年5月 B W P a y L i m i t e d ㈱ 社外取締 役（現任） 2022年5月 B W シ ス テ ム ㈱ 社外取締役（現任） 2023年4月 当社 取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） B W P a y L i m i t e d ㈱ 社外取締役 B W シ ス テ ム ㈱ 社外取締役 銀座高岡法律事務所 弁護士	—

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 伊香賀照宏、和田信雄及び三浦謙吾の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1) 伊香賀照宏氏は、公認会計士、及び税理士として高い専門性をもつほか、財務及び会計に関する相当程度の知見と経験を有しております。このため、当社は同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して社外取締役候補者とするものであります。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって1年9か月、監査等委員である取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって1年9か月であります。
- (2) 和田信雄氏は、IT業界における数々の事業部門責任者及び経営者としての経歴を持つことから、企業経営に関する豊富な知識を有しております。このため、当社は同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、社外取締役候補者とするものであります。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって1年9か月、監査等委員である取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって1年9か月であります。
- (3) 三浦謙吾氏は、弁護士として法律に関する高度な専門知識を有しております。このため、当社は同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって1年9か月、監査等委員である取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって1年9か月であります。
4. 当社は、伊香賀照宏、和田信雄及び三浦謙吾の各氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏が選任された場合、引き続き各氏を独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、伊香賀照宏、和田信雄及び三浦謙吾の各氏との間に、当社定款及び会社法第427条

第1項の規定により、損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、伊香賀照宏、和田信雄及び三浦謙吾の各氏の選任が原案どおり承認された場合には、引き続き当社と各氏との間で同様の契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がなかったときは、法令に定める最低責任限度額となります。

6. 各監査等委員である取締役候補者は、現在、当社の監査等委員である取締役であり、当社は、同氏らが被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各監査等委員である取締役候補者の再任が承認された場合、各監査等委員である取締役候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

以 上

(ご参考)

取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の当社の取締役及び監査等委員である取締役が有している専門性及び経験は以下となります。

<取締役候補者のスキルマトリックス>

地位	氏名	取締役候補者に期待するスキル・経験								
		企業経営	業界経験	ガバナンス・コンプライアンス	財務・会計・税務・M&A	人的資本・人財開発	マーケティング	営業・データ戦略	ダイバーシティ	ESG・サステナビリティ
代表取締役社長 グループCEO	稲葉雄一	◎	◎	◎	○		○	◎	○	◎
取締役	柳沢貴志	○		◎	○	◎			◎	
取締役 グループCFO	佐藤幸恵	○		◎	◎	○			◎	
取締役 監査等委員	伊香賀照宏			◎	◎					
取締役 監査等委員	和田信雄	○		◎				○		
取締役 監査等委員	三浦謙吾			◎		○				○

<スキルマトリックスの定義>

項目	選定理由
企業経営	企業経営の経験有無
業界経験	BtoB SaaS、SalesTech等、IT業界またはDXに関する専門性
ガバナンス・コンプライアンス	コンプライアンス・リスクマネジメント・ガバナンス（コーポレート、セキュリティ、プライバシー）に関する専門性
財務・会計・税務・M&A	会計、財務、税務及びM&Aに関する専門性
人的資本・人財開発	人的資本経営、労務・採用・人財開発等に関する専門性
マーケティング	セールス・マーケティング業務に関する専門性
営業・データ戦略	IT・DX業界における営業・データ戦略、テクノロジー戦略に関する専門性
ダイバーシティ	コンプライアンス・リスクマネジメント・法律に関する専門性
ESG・サステナビリティ	環境・社会（人的資本）、サステナビリティ・ESGに関する専門性

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区西新橋一丁目6番15号 NS虎ノ門ビル
(日本酒造虎ノ門ビル) AP虎ノ門 11階 ルームB
TEL 03-3501-2109



(ご注意) 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。

交通	東京メトロ銀座線	「虎ノ門駅」(9出口)	徒歩約3分
	都営三田線	「内幸町駅」(A4a出口)	徒歩約3分
	JR・東京メトロ銀座線	「新橋駅」	徒歩約8分